豊明市不妊治療費用助成

豊明市では、令和８年４月１日から不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の不妊治療に併せて行われる先進医療に要する費用の一部の助成を開始しました。
下記をご確認いただき、当てはまる方はご申請ください。申請を受理した日から１か月程度審査を実施し、“豊明市不妊治療費助成決定（却下）通知”を送付します。決定した場合は、通知送付後１か月以内に申請された口座に入金させていただきます。

１．対象者（下記すべてに当てはまる方）

① 婚姻関係にある夫婦（法律婚もしくは事実婚*）で、双方又はいずれか一方が１回の治療の初日から申請日において豊明市に住所を有するものであること。
② 健康保険各法に加入する被保険者、組合員又はその被扶養者であること。
③ 保険適用の不妊治療と併用して実施された先進医療を厚生労働省に認定を受けた医療機関で受けていること。
④ 治療実施日が、令和８年４月１日以降であること。
⑤ 助成対象の治療において、他の自治体から助成を受けていないこと。

＊事実婚の場合、住民票で事実婚と確認できる、またはパートナーシップ登録がされている方が対象

２．助成対象となる医療

先進医療の実施機関として厚生労働省に認定を受けた医療機関で、医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進医療の費用が助成対象となります。

助成対象外

（１） 一連の治療を自費診療のみで行ったもの。（回数が上限を達し継続して治療をしている場合等）
（２） 先進医療のみ単独で実施したもの
（３） 厚生労働省における認定を受けていない医療機関で実施した先進医療
（４） 他の自治体からすでに助成を受けているもの

３．助成金額

治療に要した費用 × **7/10** もしくは **50,000 円**

どちらか低い金額が助成対象です。

４．申請方法

- オンライン申請
 - https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-procedure-alias/hunintiryou
- 来庁申請（予約制）

どちらの申請方法でも、右記２次元コードから申請できます。
豊明市公式 LINE をお友達登録すると手続きに進みます。

先進医療

＜問合せ先＞　豊明市役所子育て支援課おやこ健やか係
電話番号：0562-85-3950（平日９：00~17：00）　住所：豊明市新田町子持松１番地１
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：https://www.city.toyoake.lg.jp/23843.htm

５．申請に必要なもの

（ア）豊明市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第２号）：ホームページからダウンロードし、受診医療機関に記載してもらう必要があります。（食事代・個室代・容器代・文書料等は助成対象外）

（イ）豊明市不妊治療費助成申請書兼請求書（様式第１号）：ホームページからダウンロードし、記入してください。

（ウ）医療機関における領収金額及び治療項目がわかる領収書と診療明細書等

（エ）夫婦双方又はいずれか一方が豊明市に住民票があると証明できる住民票（発行手数料は助成対象外）

（オ）婚姻関係にある夫婦（法律婚もしくは事実婚*）であるという証明ができる戸籍謄本等（発行手数料は助成対象外）

（カ）申請者名義の振込先がわかる通帳もしくはキャッシュカード

<申請方法によって申請に必要なものの準備形式が異なります>

必要なもの	同意の有無	オンライン申請	来庁申請
（ア）	－	医療機関が記載した紙面をスキャナや画像で保存してください。	医療機関が記載した紙面（原本）を持参してください。
（イ）	－	電子申請内で直接入力しますので、紙面は不要です。	事前に印刷した紙面に記入し持参、もしくは来庁時に記入も可能です。
（ウ）	－	（ア）に記載されている領収年月日内に発行されている合計金額が領収金額になる領収書と診療明細書をスキャナや画像で保存してください。（１ファイルに複数枚の書類は可能）	（ア）に記載されている領収年月日内に発行されている合計金額が領収金額になる領収書と診療明細書のコピーを提出してください。
（エ）	有	住民票の確認は省略可能です。	住民票の確認は省略可能です。
	無	名前・生年月日・住所が記載されている書類（住民票等）をスキャナや画像で保存してください。	名前・生年月日・住所が記載されている書類（住民票等の原本）を提出してください。
（オ）	有	夫婦双方が豊明市民であり、法律婚もしくは行政へ届出がある場合は省略可能です。夫婦の一方が豊明市民でない、もしくは行政へ届出のない事実婚の場合は、夫婦を証明できる書類（戸籍謄本等）をスキャナや画像で保存してください。	夫婦双方が豊明市民であり、法律婚もしくは行政へ届出がある場合は省略可能です。夫婦の一方が豊明市民でない、もしくは行政へ届出のない事実婚の場合は、夫婦を証明できる書類等（戸籍謄本等の原本等）を提出してください。
	無	婚姻関係にある夫婦（法律婚もしくは事実婚）であるという証明ができる書類（戸籍謄本等）をスキャナや画像で保存してください。	婚姻関係にある夫婦（法律婚もしくは事実婚）であるという証明ができる書類（戸籍謄本等の原本）を提出してください。
（カ）	－	振込先に入力した金融機関名（コード）・支店名（コード）・口座名義人がわかる通帳のページやキャッシュカードをスキャナや画像で保存してください。	振込先に入力した金融機関名（コード）・支店名（コード）・口座名義人がわかる通帳のページやキャッシュカードのコピーを提出してください。

- オンライン申請・コピーの提出の場合、紙面の文字が確認できるものとしてください。（画質によって確認できない場合は再度提出をお願いする場合があります。）
- 電子申請でアップロードできる拡張子は、.pdf か.jpeg に限ります。
- 来庁申請の場合、市役所内にコピー機がありますが、手続きする部屋からは離れています。（事前にコピーすることを推奨しております。）
- 来庁申請の場合は、金額確認等を実施するため 30 分程度お時間をいただいております。